

本年の所得の見込額が前年の 1/2 以下になる方の減免について

1 減免の対象となる方

6月30日において、前年中の総所得金額が210万円以下の方のうち、本年の見込額が前年の総所得金額の2分の1以下になると認められる方は減免の対象となります。

詳しくは、納税通知書に同封されている課税明細書をご覧ください。

総合課税の所得	営業等	㊶	円	
	農業	㊷	円	
	不動産	㊸	円	
	利子・配当	㊹	円	
	給与 (所得金額調整控除後)	㊺	円	
	雑	公的年金等	㊻	円
		業務・その他	㊼	円
総合譲渡・一時	㊽	円		
総所得金額 (㊶～㊽の計)	㊾	円		
山林・退職	㊿	円		
合計 (㊾ + ㊿)	㊿	円		
分離課税の所得	短期譲渡	一般分	㊿	円
		軽減分	㊿	円
	長期譲渡	一般分	㊿	円
		優良分	㊿	円
	居住分	㊿	円	
	一般株式等の譲渡	㊿	円	
	上場株式等の譲渡	㊿	円	
	上場株式等の配当等	㊿	円	
先物取引	㊿	円		
繰越損失の適用		(該当するときは「有」と表示)		

「I 所得金額」の「㊾」と「㊿～㊿」の合計金額が210万円以下の方で、6月30日現在において、本年の総所得金額の見込額が、前年中の総所得金額（「㊾」と「㊿～㊿」の合計金額）の2分の1以下の額になると認められる方です。

「㊿～㊿」の欄に記載がある方で、特別控除が適用されている方は、「㊾」と「㊿～㊿」の合計金額が210万円以下であっても該当しない場合があります。詳しくは、お住まいの区を担当する市税事務所までお問い合わせください。

VII 納付していただく金額等

名古屋市市税減免条例による軽減額	㊿	円
合計税額（市民税・県民税の年税額） （市民税（㊿+㊿）+県民税（㊿+㊿）-㊿）	㊿	円

減免を申請する前に「㊿」の欄に記載がある方は、該当しない場合がありますので、お住まいの区を担当する市税事務所までお問い合わせください。

均等割額のみ課税されている方（「㊿」の欄が5,300円以下の方）は、減免に該当しません。

（注）給与からの特別徴収の方について、詳しくは、お住まいの区を担当する市税事務所までお問い合わせください。

申請期間、申請手続き、減免額については次のページをご覧ください。

2 申請期間

7月1日から7月30日（土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日）までに、減免申請書をあなたのお住まいの区を担当する市税事務所あて提出してください。

（注）第2期分以降新たに課税となった方については、最初の納期限が申請期限です。

申請期限内に申請手続きをしていただかないと、減免が適用できなくなりますのでご注意ください。

3 申請手続き

（1）提出書類

減免を申請する際は、減免申請書と次のア～ウの書類が必要です。

ア 申述書

イ 今年の1月から申請時までの収入金額が分かる書類

（例）給与所得者の方…給与明細書、退職した場合は退職年月日の記載のある源泉徴収票の写しなど

年金所得者の方…年金支払通知書または年金改定通知書の写しなど

個人事業主の方…収支内訳書の写し（収支内訳がわかる簡易な帳簿でも差し支えありません。）など

ウ 申請時から今年の12月までの収入金額の見込額が分かる書類

（例）給与所得者の方…雇用契約書の写し、労働条件通知書の写し、給与支払予定額に関する給与支払者の証明書など

年金所得者の方…イと同じ

個人事業主の方…収支の見込額を計算した書類、休業していることがわかるもの、廃業届など

※ 給与収入は、社会保険料（健康保険、雇用保険、年金など）や税額（所得税及び市民税・県民税）が差し引かれる前の金額（通勤手当は除く）となります。

※ 雇用保険の基本手当は収入金額に含まれません。

※ 上記のイ及びウの書類がない場合は、次の書類などを提出してください。

雇用保険受給資格者証の写し、母子手帳の写し、産休・育休の承認通知書の写し、医師の診断書・領収書等の写し、預金通帳の写しなど

（2）提出先・お問い合わせ先

納税通知書等に記載されたお住まいの区を担当する市税事務所

（郵送で提出していただくこともできます。）

減免申請書等の様式については、市税事務所及び区役所・支所の窓口にあります。また、名古屋市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp/>）からダウンロードして使用することもできます。

市民税 減免

サイト内検索

4 減免額

所得割額の2分の1に相当する金額

（注）第1期の納付額は減免の対象となりませんので、納付していただく必要があります（減免後の納付額については納税通知書等でお知らせします。詳しくは、お住まいの区を担当する市税事務所までお問い合わせください。）。